

## 変更届出書の添付書類(地域密着型サービス)

事業所の名称及び所在地、その他厚生労働省令で定める事項に変更があった場合、

当該変更に係る事項について、その変更のあったときから10日以内に市町村長に届ける必要があります。

◎サービスの種別により、提出が必要な書類が異なります。「変更届を要する事項」(サービス別)を参考にしてください。

◎不明な点は、市へ相談してください。

NO	変更事項	添付書類
1	事業所の名称	・運営規程
2	事業所の所在地	・平面図 ・土地賃貸借契約書の写し(借地の場合) ・建物賃貸借契約書の写し(借家の場合) ・運営規程
3	申請者(開設者)の名称及び主たる事務所の所在地	・登記事項証明書 ・運営規程
4	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	・登記事項証明書 ・代表者経歴書(「変更届を要する事項」参照) ・誓約書(介護予防を含むサービスは参考様式9-2、それ以外は9-1) ・研修受講修了証の写し(「変更届を要する事項」参照) ※法人代表でない者を開設者とする場合は要相談 ・暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書
5	申請者の登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る)	・登記事項証明書
6	本体施設の概要並びに施設と本体施設との間の移動の経路及び方法並びにその移動に要する時間	・本体施設概要、移動の経路及び方法並びに移動時間がわかるもの
7	併設する施設の概要	・内容が確認できるもの(平面図、パンフレット等) ※併設施設がある場合
8	事業所が病院若しくは診療所又はその他の事業所のいずれかの別	・事業所設置許可等に関する通知等の写し
9	事業所(建物)の構造概要及び平面図並びに設備の概要	・建物の構造、設備(備品除く)の概要がわかるもの ・平面図
10	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	・管理者経歴書(「変更届を要する事項」参照) ・資格者証の写し(「変更届を要する事項」参照) ・研修受講修了証の写し(「変更届を要する事項」参照) ・勤務体制及び勤務形態一覧表
11	運営規程	・運営規程
12	協力医療機関(協力歯科医療機関)の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容	・契約書の写し
13	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携・支援体制	・契約書の写し(介護老人福祉施設等との連携内容がわかる書類)
14	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	・介護支援専門員、計画作成担当者の経歴書 ・研修受講修了証の写し(「変更届を要する事項」参照) ・勤務体制及び勤務形態一覧表 ・介護支援専門員証の写し ・介護支援専門員一覧 ※2ユニット以上のグループホームで、介護支援専門員でない計画作成担当者に変更があった場合も届け出てください。その場合、介護支援専門員証の写しは必要ありません。
15	連携する訪問看護を行う事業所の名称及び所在地	・契約書の写し

### ●介護給付費の請求に関する事項について

加算のうち届出が必要なものについては下記書類の提出が必要です。

手続きに漏れのないようご注意ください。

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ・その他必要な添付書類

※運営規程に変更があった場合は、変更届が必要